

事業所 各位

鳥取県商工労働部長 池田 一彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に 対する配慮に関する要請について

本県の商工労働行政の推進について、日ごろ、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が 1, 1 0 0 人を超え、県西部における病床使用率も依然 6 0 %を上回る状態にあるなど、これまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、引き続き医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって対応していく必要があります。

こうした中で、令和 4 年 7 月 2 9 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療、検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、医療のひっ迫を回避するための対策を確実に実施していくこととして、同日、厚生労働大臣より、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会に対し、医療機関・保健所からの検査証明書等の取得に対する配慮に関する要請が行われたところです。

つきましては、直近の感染状況等を踏まえ、医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、以下の点について、御協力をお願いします。

記

- 一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。
やむを得ず証明を求め必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。
- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

(担当：商工政策課 谷本 電話：0857-26-7213)

検査証明、療養証明の発行依頼はお控えください！

医療機関、保健所の業務がひっ迫しています！各事業所の皆様の御協力をお願いします。

- ◆ 療養に際して、従業員から医療機関や保健所が発行する検査証明書を求めないこと
- ◆ 療養期間経過後、従業員が職場復帰する際に、陰性証明のためのPCR検査を求めないこと
- ◆ 来訪者に医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないこと

⇒8月19日に、各商工団体を通じて事業所宛てに協力依頼文書を発出。

○My HER-SYSで療養証明書を発行することができます。

〔証明書サンプル〕



①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。

②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明書を表示する」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

